

茨城県報 号外(2)

昭和49年4月15日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

告 示

茨城県告示第278号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年4月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年4月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間 結城郡石下町大字新石下109番から
結城郡石下町大字篠山236番の2まで
- 3 供用開始の期日 昭和49年4月16日

茨城県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年4月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年4月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道 245号
- 2 供用開始の区間 那珂郡東海村大字照沼字寺沼15番から
那珂郡東海村大字照沼字寺沼94番の2まで
- 3 供用開始の期日 昭和49年4月16日

★ 県政の総覧 —— 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所